

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	6	豊かな心を育む教育の推進		
主な取組	○ 体験活動の推進			
	○ 規律ある態度の育成			
	○ 道徳教育の充実			
	○ 読書活動の推進（再掲）			
担当課	高校教育指導課・義務教育指導課・生涯学習推進課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要	事業の自己評価	担当課
体験活動の推進	0	<p>全ての小・中学生、高校生が自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を推進する。</p> <p>○農林部と連携した取組（アンケートの実施）（令和2年12月）</p> <p>○特色ある体験活動調査の実施（令和2年12月）</p> <p>○特色ある体験活動の取組事例の紹介（展示、ホームページ掲載等）（令和3年2月～令和3年3月）</p>	<p>全ての公立小・中学校等において、様々な体験活動を実施することができた。</p> <p>また、公立小・中学校等に設置された「みどりの学校ファーム」では、コロナ禍で例年より作業時間の確保や地域との連携が難しい状況だったが、その中でも様々な生産体験を実施することができた。</p> <p>今後も優良事例の紹介を行い、各学校における体験活動の充実を図りたい。</p>	義指
		<p>勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方が形成されることから、職場体験・インターンシップ等を推進する。</p> <p>○企業等での職場「就業体験」推進校の選定（令和2年5月）</p> <p>○「就業体験」推進校による実施（令和2年7月～令和2年8月・令和2年12月）</p> <p>○各県立高校のインターンシップ等の実施（通年）</p> <p>○県立高校のインターンシップ実施状況 令和2年度 28.9%</p>	<p>令和2年度のインターンシップ実施率（県立高校のみ対象）は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した。</p> <p>勤労観・職業観の育成に向けた取組を充実させるため、今後もインターンシップ等の事業を推進する。</p>	高指
青少年げんき・いきいき体験活動事業 → 施策25参照				生推
自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業	24,348	<p>子供の規範意識を高め、夢や目標に向かってたくましく生きることができるよう、本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用し、小・中・高等学校の道徳教育の充実を図る。</p> <p>※令和2年度は、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となり、本事業の予算が確保できなくなったため、6事業中4事業を中止とした。</p> <p>○児童生徒用「彩の国の道徳」、家庭用「彩の国の道徳」及び「彩の国の道徳」実践事例集の活用</p> <p>○道徳教育研修会の実施 ※令和2年度は中止</p> <p>○市町村の特色ある道徳教育の取組の支援 ※令和2年度は中止</p> <p>○道徳教育研究推進モデル校の委嘱 ・小・中・高等学校：計8校</p> <p>○道徳教育に係る外部講師の派遣 ※令和2年度は中止</p>	<p>令和2年度は、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となったため、国の予算措置を受けることがかなわず、「自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業」に係るの6事業中4事業を実施することができなかった。</p> <p>その中で、道徳教育研究推進モデル校については、研究を希望する学校に委嘱を行い、全教職員が参画する道徳教育の推進体制の構築や、道徳科の特質に応じた指導方法の工夫改善など、創意工夫のある道徳教育を推進できるよう、訪問指導等要請に基づいた支援を行った。</p> <p>各学校の実態に応じて「彩の国の道徳」等を活用した学習を実施することができた。</p>	義指

	○道徳事業「匠の技」伝承事業の実施 ※令和2年度は中止	令和2年度は、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となったため、国の予算措置を受けることがかなわず、「自立心をはぐぐみ絆を深める道徳教育推進事業」に係る多くの事業を実施することができなかった。 その中で、道徳教育研究推進モデル校については、希望する学校に委嘱を行い、各学校の実態に応じて「彩の国の道徳」等を活用した学習を実施し、生命を尊重することや広い心を持つことについての理解を深めることができた。	高指
--	--------------------------------	---	----

埼玉県子供読書活動推進会議の開催 → 施策2参照	生推
--------------------------	----

子ども読書支援センターの運営 → 施策2参照	生推
------------------------	----

施策指標の達成状況・原因分析	<p>●身に付けている「規律ある態度」の状況 児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合(%) [出典：埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査]</p>	義指																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・割合</td> <td>93.3</td> <td>91.7</td> <td>95.0</td> <td>81.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度目標値</td> <td></td> <td></td> <td>95.0</td> <td>98.3</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>中・割合</td> <td>91.7</td> <td>91.7</td> <td>91.7</td> <td>88.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度目標値</td> <td></td> <td></td> <td>94.4</td> <td>97.2</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		学年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	小・割合	93.3	91.7	95.0	81.7				年度目標値			95.0	98.3	100	100	100	中・割合	91.7	91.7	91.7	88.9				年度目標値			94.4	97.2	100	100	100
	学年		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																	
小・割合	93.3	91.7	95.0	81.7																																						
年度目標値			95.0	98.3	100	100	100																																			
中・割合	91.7	91.7	91.7	88.9																																						
年度目標値			94.4	97.2	100	100	100																																			
<p>【原因分析】 従来からの課題であった「話を聞き、発表する」に加え、「整理整頓」や「あいさつ」において複数の学年で8割を下回るなど、8割を下回った項目が令和元年度から9項目増加している。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により各学校が長期にわたり臨時休業となったことで「規律ある態度」に関連する生活面・規律面の指導を十分に行うことができなかったことや、臨時休業後の分散登校期間終了直後に調査を実施したこと等、様々な影響が考えられる。</p>																																										

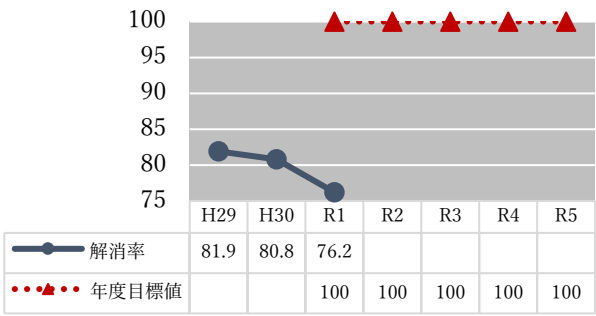
施策指標の達成状況・原因分析	<p>●身に付けている「規律ある態度」の状況 身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(%) [出典：埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査]</p>	義指																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・割合</td> <td>54.7</td> <td>63.1</td> <td>58.7</td> <td>56.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度目標値</td> <td></td> <td></td> <td>56.0</td> <td>56.0</td> <td>56.0</td> <td>56.0</td> <td>56.0</td> </tr> <tr> <td>中・割合</td> <td>48.8</td> <td>57.7</td> <td>58.7</td> <td>63.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度目標値</td> <td></td> <td></td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> </tr> </tbody> </table>		学年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	小・割合	54.7	63.1	58.7	56.4				年度目標値			56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	中・割合	48.8	57.7	58.7	63.9				年度目標値			57.0	57.0	57.0	57.0	57.0
	学年		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																	
小・割合	54.7	63.1	58.7	56.4																																						
年度目標値			56.0	56.0	56.0	56.0	56.0																																			
中・割合	48.8	57.7	58.7	63.9																																						
年度目標値			57.0	57.0	57.0	57.0	57.0																																			
<p>【原因分析】 県が作成・配布した「話を聞き、発表する」ことに関する教員向けリーフレットや、「規律ある態度」の達成状況を記載した県学力・学習状況調査の個人結果票を各学校が指導に活用していることが、年度目標値を上回る結果につながったと考える。小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）は令和元年度に対して指標が低下しているが、令和3年度以降も年度目標値を達成できるよう引き続き各事業を推進していく。</p>																																										

学識経験者の 意見・提言	<p>コロナ禍の影響を受け、体験活動や道徳教育推進事業がやむを得ず大幅に減少する結果となった。特に体験活動は、実際に人と接し体を使うことができる貴重なプログラムであり、昨今児童生徒が置かれるデジタル環境下では、この施策の目的達成に体験は必須と考える。多くの機会提供を実施してほしい。</p>	
	<p>「規律ある態度」の状況について「話を聞き、発表する」「整理整頓」「あいさつ」など身に付けている児童生徒が8割を下回る項目が増加したことについては新型コロナウイルス感染症拡大による休校、分散登校等の影響は否めない。一方中学校においては「規律ある態度」の項目数を伸ばした生徒が63.9%と、前年度を5.2ポイント上回る結果となったことは評価に値する。「規律ある態度」については家庭の影響などによる個人の格差が大きい。今年度の状況から、学校において「規律ある態度」の育成を着実に進めることが、家庭における環境格差を補うことにつながる事が明らかになった。「彩の国の道徳」など優れた教材の活用とともに、教員自身が日頃から規律ある態度を心掛けることも重要である。</p>	
今後の取組	<p>今後も勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方を形成するため、職場体験・インターンシップ等多様な体験活動の機会の提供を推進していく。</p> <p>道徳教育については、引き続き、本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の新教材を新規作成・活用し、高等学校の道徳教育の充実を図る。</p>	高指
	<p>引き続き、学校における「規律ある態度」の育成の推進を図るとともに、令和2年度実施ができなかった自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業の諸事業を実施することで、小・中学校等における道徳教育の充実と多様な体験活動の機会の提供を推進していく。</p>	義指
	<p>げんきプラザにおいて、引き続き、各げんきプラザの特色を生かした魅力あるプログラムを展開し、体験活動事業の充実を図る。</p> <p>「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」（計画期間：令和元年度～令和5年度）に基づき、読書の習慣化を推進するため、取組の工夫・改善に努める。</p>	生推

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実		
主な取組	○ いじめ防止対策の推進			
	○ 教育相談活動の推進			
	○ 生徒指導体制の充実			
	○ 非行・問題行動の防止			
	○ 青少年を有害環境から守るための取組の推進			
	○ 立ち直り支援策の推進			
担当課	高校教育指導課・生徒指導課・保健体育課・小中学校人事課・義務教育指導課・人権教育課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要	事業の自己評価	担当課
いじめ・非行防止学校支援推進事業	1,450	<p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒指導担当者が一堂に会する研修、学校と児童相談所との連携研修を実施する。</p> <p>○生徒指導主任等研究協議会 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合型による研修を中止、ポータルサイトに研修資料を掲載し、各学校で校内研修方式により実施した。</p> <p>○児童相談所との連携研修 児童相談所と学校との効果的な連携に資するため教員が児童相談所の業務を体験する「児童相談所との連携研修」を実施し、県内14人の教員が参加した。</p> <p>○生徒指導ハンドブック活用徹底</p>	<p>令和2年度「生徒指導主任等研究協議会」については、インターネットを活用したポータルサイト上に資料を掲載し、各学校における研修として実施した。実施後のアンケートでは、各設問で98%以上の肯定的な回答を得ることができた。研修内容を校内共有し教職員に伝達することを前提に実施し、各学校の生徒指導に関する対応力の向上につなげることができた。</p> <p>児童相談所の業務体験により、児童相談所の業務を理解することができ、所属校での個別ケースに関する連携を円滑に進めることができた。</p>	生指
自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業 → 施策6参照				義指 高指
いじめを許さない意識の醸成	0	<p>「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨を踏まえ、児童生徒によるいじめ防止に向けた取組を推進し、その成果を県内に普及する。</p> <p>また、道徳教育に係る外部講師の派遣や本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の活用を通して、児童生徒に規範意識を高め、生命尊重や思いやりなどの豊かな心を育む。</p> <p>さらに、いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考え、「子ども人権メッセージ」として発信する取組を通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育む。</p>	<p>いじめ早期発見及びいじめ防止のための取組として、アンケートを年間複数回実施する学校が増えた。</p> <p>令和元年度に配布した、生徒指導ハンドブック I's 2019の中に、「家庭用いじめ発見チェックシート」を掲載しており、周知を進めたことで、市町村教育委員会や各学校における活用を促進することができた。</p>	生指
			<p>令和2年度は、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となり、本事業の予算が確保できなかったため、道徳教育に係る講師派遣事業を実施することができなかった。</p> <p>各学校の実態に応じて「彩の国の道徳」を活用した学習を行い、生命を尊重することや人を思いやることについての理解を深めることができた。</p>	義指
			<p>令和2年度は、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となり、道徳教育に係る講師派遣事業を実施することができなかったが、新たに2校を道徳教育研究推進モデル校として委嘱した。</p>	高指

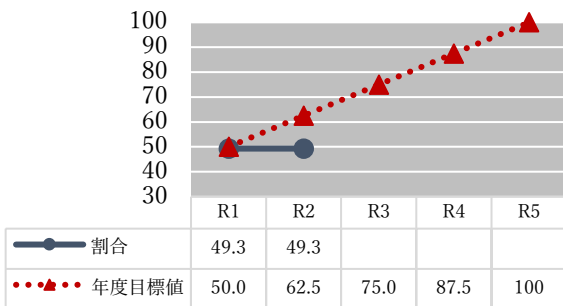
			<p>モデル校では、特色ある独自の学校行事やインターンシップなどキャリア教育の活動などを通じて、道徳教育推進教師の活用や学校教育活動全体を通じた道徳教育について研究を行い、各学校に取組状況を周知することができた。</p> <p>いじめをはじめとした人権問題について「子ども人権メッセージ」を募集し、応募作品を基に児童生徒が編集委員となってポスターを作成し、配布した。(施策8『子どもの人権メッセージ』の発信)を参照 道徳科や社会科、特別活動等でメッセージを紹介し、児童生徒の人権意識高揚を図ることができた。</p>	人権
いじめの早期発見に向けた取組	0	<p>○児童生徒アンケート 学校におけるアンケート調査の複数回実施を推進する。</p> <p>○家庭用いじめチェックシート 学校によるいじめ対応方針を保護者へ周知し、家庭用いじめ発見チェックシートの活用を推進する。</p>	<p>いじめ早期発見及びいじめ防止のための取組として、アンケートを年間複数回実施する学校が増えた。 令和元年度に配布した、生徒指導ハンドブック I's 2019の中に、「家庭用いじめ発見チェックシート」を掲載しており、周知を進めたことで、市町村教育委員会や各学校における活用を促進することができた。</p>	生指
ネットトラブルサイト監視事業	4,062	<p>サイト監視活動を行い、問題のある書き込みを早期に発見し、学校に早期対応を促す。 また、ネットトラブル注意報を県内公立学校に年間12回発信し、児童生徒、教職員、保護者の意識啓発活動を支援する。</p>	<p>サイト監視業者によるサイト監視活動を行い、個人情報が入り込める書き込みや自殺をほのめかす書き込みなど715件を即時に学校と共有し、対応につなげることができた。 また、昨今のネット事情を踏まえた児童生徒への啓発資料「ネットトラブル注意報」を定期的に発出し、学校等での指導につなげることができた。 加えて、サイト監視から得られたトラブル事案などをテーマに「ネットトラブル防止のための保護者講演会」を実施し、教職員の研修としても有効であった。</p>	生指
いじめ・不登校対策相談事業	947,516	<p>生徒指導上の課題に対応するため、教育相談体制を整備・充実する。</p> <p>○スクールカウンセラーの配置 児童生徒の心理に関する支援を実施するため、全小・中学校（指定都市を除く。）、県立高校、教育事務所、総合教育センターに配置</p> <p>○スクールソーシャルワーカーの配置 児童生徒の福祉に関する支援を実施するため、県立高校、教育事務所、全市町村（指定都市・中核市を除く。）に配置</p> <p>○中学校相談員配置助成事業 中学校相談員を配置する市町村（指定都市を除く。）に対する助成金の交付</p>	<p>○スクールカウンセラー 令和元年度から、全小学校に配置した。配置した各市町村教育委員会には活用方法について周知し、活用促進を支援することができた。</p> <p>○スクールソーシャルワーカー 虐待、貧困等の対応について、ニーズが高まってきている。研修において、事例研究や協議を充実させ、より効果的な活用につながるよう支援することができた。</p> <p>○中学校配置相談員 中学校の相談室に相談員を配置する市町村への助成を通じ、学校の教育相談体制を支援することができた。</p>	生指

教育相談事業のうち 電話教育相談	18,276	いじめ・不登校等の悩みを抱えた児童生徒や保護者のため、電話相談を毎日24時間実施し、その解消を図る。	相談者の不安や悩みに寄り添いながら、いじめや不登校等の様々な相談に対応することができた。 自殺や虐待が懸念されるケースにおいては、関係機関との密接な連携を図りながら適切な対応をすることができた。 面接相談員や臨床心理士、嘱託医と日常的に連携を図り、相談者の悩みの早期解決や、停滞していたケースの新たな方向性の決定につなげることができた。	生指
SNSを活用した教育相談体制整備事業	17,465	SNSを活用した相談窓口を開設し、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応する。 ・対象：さいたま市立学校を除く県内国・公・私立中高生（約340,000人） ・対応期間：令和2年6月15日から令和3年3月31日まで 月曜・水曜・金曜、午後5時から午後10時まで ・相談実績：実相談者数628人 延べ相談件数1,203件	SNS相談に知見を有する民間企業に業務委託し、気軽に相談できる体制を整備することができた。 相談内容としては、友人関係や心身の不調、学業や進路に関する相談の割合が多い。 相談者は中学生の割合が多く、全体の約6割を占めている。こうしたことから、実施対象を、県立高校の一部から県内の中学生に拡大した点で、効果があったと捉えている。	生指
組織的な生徒指導体制の確立	0	生徒指導ハンドブック I's 2019を各種研修会や会議等で活用・周知することで、学校における組織的な生徒指導体制を確立させる。	各種研修や会議を通じ、活用の周知を図ったことで、各市町村や学校での生徒指導に関する対応力の向上につなげることができた。	生指
生徒指導研究推進モデル校事業	0	生徒指導上の課題への対応に積極的に取り組む小・中学校を「生徒指導研究推進モデル校」に指定し、組織的な対応を促す。また、義務標準法に基づく加配教員を配置する。 ○生徒指導加配 小学校：10人、中学校：102人（令和2年度新規指定校：28校）	加配定数を活用して、積極的な生徒指導の推進と教育相談体制の確立が図られた。 より取組を推進するためには、国による定数改善や配置基準の見直しによる増員が不可欠であるが、全体としては、おおむね成果が得られた。	小中
			生徒指導研究推進モデル校において、対応教諭及び対応養護教諭を中心に生徒指導・教育相談体制を整備し、児童生徒の問題行動等に対応することで、課題の改善につなげることができた。	生指
学級運営等の改善のための非常勤講師配置事業	30,237	「学級がうまく機能しない状況」を予防・回復するとともに学級運営の充実を図るため、退職教員等を小学校に非常勤講師として配置する。	コロナ禍における非常勤講師の確保など課題があったものの、指導が困難な学級に非常勤講師を配置し、担任と連携を図りながら、複数の教員によるきめ細かな指導を行い、学級運営等の改善を図ることができた。	小中
学校健康教育推進費（薬物乱用防止教育関係） → 施策9参照				保体
学習指導要領に基づく情報モラル教育の推進 → 施策4参照				義指 高指

<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●いじめの解消率 (%)</p> <p>[出典：文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査]</p>  <table border="1" data-bbox="550 492 1149 582"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 解消率</td> <td>81.9</td> <td>80.8</td> <td>76.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●●●▲●●● 年度目標値</td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【原因分析】</p> <p>令和2年3月末時点のいじめの解消率が平成30年度と比較して低下している要因としては、いじめ防止対策推進法（平成25年施行）の趣旨が浸透しており、児童生徒の被害性に着目し、いじめとして積極的に認知した上で、3か月の経過をもって安易に解消とすることなく、被害児童生徒及び保護者と面談等を行いながら、継続的に見守りを行った結果と考えている。</p> <p>なお、令和2年3月に認知したいじめが解消し得る令和2年7月末時点の調査と比較すると、平成30年度96.0%に対し、令和元年度97.2%と改善しており、いじめ解消に向けての取組が着実に成果を上げていると捉えている。引き続きいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて組織的に取り組んでいく。（令和2年度実績値判明 令和3年10月頃の予定）</p> <p>（参考）</p> <p>「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」（平成29年3月改正）により「解消している状態」については次の二つの要件が満たされている場合と明確化された。これにより、最短でもいじめ発生から3か月は解消と判断することができないこととなった。</p> <p>①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること</p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	● 解消率	81.9	80.8	76.2					●●●▲●●● 年度目標値			100	100	100	100	100	<p>生指</p>
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																			
● 解消率	81.9	80.8	76.2																							
●●●▲●●● 年度目標値			100	100	100	100	100																			
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>いじめ解消の取組の成果が数字で表れており評価したい。一方で、SNS等のサイバー空間でのいじめは発見が遅れたり、陰湿化したりと対応が難しい事例も少なくないと考え。24時間の電話教育相談やSNS教育相談は、いじめを受けている生徒には救いの場であり、生徒の立場に立った取組を徹底してほしい。</p> <p>いじめの早期発見や解消に向けて、アンケート実施、サイト監視活動、SNSや電話による教育相談など、多様な方法を組み合わせて精力的な取組を行っている。サイト監視から得られた事案をテーマにした保護者講演会を行うなど、取組の成果を生かした活動は評価できる。学校現場において直接相談事業にあたるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは一定数配置されているが、市町村単位で不足を補っているところも多いため、情報を共有した上で適切な人材配置を実施してほしい。また、これらの専門職と行政、教員との連携を強化し、情報共有を促すことも重要である。</p>	<p>高指</p> <p>生指</p>																								
<p>今後の取組</p>	<p>引き続き、道徳教育に係る外部講師の派遣や本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の新教材の作成・活用を通して、生徒の規範意識を高め、豊かな心を育む。</p> <p>いじめの認知とともに、その解消に向けた取組をしっかりと行うよう、引き続き各学校へ周知していく。また、いじめの被害など児童生徒の悩みに寄り添った対応は重要であることから、教職員とスクールカウンセラーなどの専門職とが連携した教育相談体制の充実にも努めるとともに、電話相談やSNS相談などの相談窓口を整備し、悩みの解消を図る。</p> <p>引き続き、大麻・危険ドラッグなどの最新の情報を取り入れた薬物乱用防止教育に取り組んでいく。特に、大麻に関しては増加傾向であるため、教員研修等で周知するなど、より効果的な薬物乱用防止教室を実施する。また、学校・家庭・地域が一体となった薬物乱用防止教室を実施していく。</p> <p>生徒指導における加配教員について、国の定数改善の動向を踏まえながら、今後も加配定数の確保を図る。</p> <p>「学級がうまく機能しない状況」にある学校に対して、退職教員等を非常勤講師として今後も配置し、担任と連携を取りながら、学級運営の改善を図る。</p> <p>令和3年度は、令和2年度に実施することができなかった自立心をはぐみ絆を深める道徳教育推進事業の諸事業を実施することで、小・中学校等における道徳教育の充実を推進していく。</p> <p>小・中学校等におけるモラル教育については、今後も各教科や特別活動の時間において、児童生徒の発達の段階に応じた指導を行っていく。</p> <p>いじめをはじめとした人権問題をテーマに作文を書く取組を通して、児童生徒が主体的に考え、生命尊重や思いやりなどの豊かな心を育み、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図る。</p>	<p>高指</p> <p>生指</p> <p>保体</p> <p>小中</p> <p>義指</p> <p>人権</p>																								

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	8	人権を尊重した教育の推進		
主な取組	○ 人権教育の推進			
	○ 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善			
	○ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成			
	○ 様々な人権課題に対応した教育の充実			
	○ 虐待から子供を守る取組の推進			
担当課	高校教育指導課・生徒指導課・義務教育指導課・人権教育課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要	事業の自己評価	担当課
「子ども人権メッセージ」の発信	275	いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考え「子ども人権メッセージ」としてまとめ、県内の全学校に発信する。 ・応募作品：約27万通 ・ポスター配布部数：30,000部	いじめをはじめとした人権問題について「子ども人権メッセージ」を募集し、応募作品を基に児童生徒が編集委員となってポスターを作成し、配布した。 道徳科や社会科、特別活動等でメッセージを紹介し、児童生徒の人権意識高揚を図ることができた。	人権
人権感覚育成指導者の養成	163	いじめ、虐待などの人権に係る問題を解決するためには、児童生徒の人権感覚を育成する必要があることから、人権感覚育成プログラム指導者を各校に配置するための研修会を実施する。 ○人権感覚育成指導者研修会（新型コロナウイルス感染症の影響で中止） ・対象者：公立小・中・高等学校・特別支援学校の教職員 ・内容：「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の活用法等	新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会を実施できなかった。 令和3年度は、感染症対策を行うとともに、令和2年度参加予定校を含め、研修会の回数を増やして実施し、施策指標の達成に向けて指導者の育成を図る。	人権
人権教育開発事業	3,804	学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との連携・協力の下で推進し、地域全体で人権意識を培い、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資する研究を実施する。 人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を実施する。 ○人権教育総合推進地域事業 2市町（滑川町、新座市） ○人権教育研究指定校事業 1校（入間市立金子中学校）	人権教育総合推進地域（2市町）の推進協力校及び人権教育研究指定校（1校）において、人権意識の高揚を図り、「人権感覚育成プログラム」や「埼玉県版人権学習に係る質問紙」を活用して児童生徒の人権感覚育成状況を客観的に評価する取組が実践された。その結果、自己肯定感や学力が向上するとともに、不登校の減少、いじめや暴力行為などの問題行動の減少が見られた。	人権

<p>児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業</p>	<p>1,390</p>	<p>喫緊の課題となっている児童虐待に対応するため、教職員等を対象とした早期発見や適切な対応を図るための研修会を実施し、学校が児童虐待に適切に対応する力の向上を図る。</p> <p>また、児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方について研修会を実施し、児童養護施設等との連携を深めるとともに、保護者向け啓発資料を作成し、家庭や地域社会への啓発を行うなど、児童虐待防止の推進を図る。</p> <p>さらに、県立学校で児童虐待が起きた場合に情報共有を図り、学校と連携した対応に努めるとともに、各学校での案件状況に応じた相談・助言などの支援を行う。</p> <p>○児童虐待防止支援研修会 ・開催日：令和2年10月16日、11月4日 ・参加者数：138人</p> <p>○児童虐待防止のための啓発リーフレットの配布 ・県内公立小学校、県立特別支援学校令和3年度入学予定児童保護者用 70,500部</p> <p>○県立学校に対する児童虐待対応に係る報告・相談対応件数：132件</p> <p>○学校における児童虐待対応ハンドブック」の配布 ・部数：4,000部</p>	<p>教職員及び市町村教育委員会職員等を対象とした研修会を開催し、学校・児童養護施設等・市町村教育委員会・児童相談所等の職員が具体的な事例についてグループごとの演習や協議を行うとともに、大学の専門家による講義を実施することで、関係機関同士の連携強化や担当職員の資質向上を図ることができた。</p> <p>また、小学校、県立特別支援学校入学予定児童保護者への啓発資料を作成・配布し、児童虐待に対する保護者の意識啓発に寄与することができた。</p> <p>さらに、県立学校から報告・相談のあった児童虐待案件に対し、必要な確認や助言などの支援を行ったことで、県立学校が児童虐待に適切に対応することができた。</p> <p>「学校における児童虐待対応ハンドブック」を作成し、さいたま市を除く県内全公立学校に配布した。その結果、児童虐待への対応方法や関係機関との連携などへの理解が深まり、各学校の児童虐待に対応する力の向上を図ることができた。</p>	<p>人権</p>
<p>性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに係る児童生徒などへの対応</p>	<p>2,450</p>	<p>性同一性障害をはじめとした性的マイノリティについて、公立学校の校長及び人権教育担当者を対象とした動画配信による研修で取り上げ、現状について情報提供を行うとともに、各学校の教職員が児童生徒へのきめ細かな対応を行うよう、改めて依頼する。</p> <p>全ての教職員が性の多様性について十分理解し、全てのセクシュアリティの児童生徒が安心して通うことができる学校づくりを推進するため、教職員向けリーフレットを作成・配布する。</p> <p>・部数：50,000部</p>	<p>性同一性障害をはじめとした性的マイノリティへの対応について教職員の資質向上を図るため、各研修会で動画配信による情報提供を行うとともに、全教職員を対象にリーフレットを配布した。</p> <p>その結果、教職員の理解が深まり、各学校において性の多様性を尊重した教育のための環境づくりを推進することができた。</p>	<p>人権</p>
<p>0</p>	<p>0</p>	<p>生徒指導主任等研究協議会や、年次研修等において、生徒指導や特別支援教育に関する研修とともに人権教育に係る課題や取組の内容を取り入れ、継続的な研修を実施する。</p>	<p>生徒指導主任等研究協議会においては、研修の課題内容として特別支援教育や人権問題に対する内容を取り入れ、各学校における研修資料として実施した。今後も内容を検討し、研修内容に組み入れていく。</p>	<p>生指</p>
<p>0</p>	<p>0</p>	<p>児童生徒一人一人の多様なニーズに対応できるよう、年次研修等において人権教育の内容を位置付け、経験年数等に応じた継続的な研修を実施する。</p>	<p>年次研修の中で「13の人権課題」にふれ、その1つとして性的マイノリティを取り上げた。</p> <p>段階的に内容を深めた映像視聴や協議を行い、正しい理解と適切な対応について、教職員の理解促進を図った。</p>	<p>義指</p>
<p>0</p>	<p>0</p>	<p>初任者研修で性的マイノリティに関する内容に触れ、正しい理解を図る。</p> <p>・実施日：令和3年1月13日 ・内容：講義「人権教育の意義と指導」</p>	<p>初任者研修における人権教育の中で性的マイノリティに関する講義を実施し、正しい理解を図っている。</p>	<p>高指</p>

<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合（％） [出典：埼玉県による実績調査]</p>  <table border="1" data-bbox="564 488 1129 568"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●割合</td> <td>49.3</td> <td>49.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●●●●●年度目標値</td> <td>50.0</td> <td>62.5</td> <td>75.0</td> <td>87.5</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【原因分析】 新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会を実施できなかった。 令和3年度は、感染症対策を行うとともに、令和2年度参加予定校を含め、研修会の回数を増やして実施し、施策指標の達成に向けて指導者の育成を図る。</p>		R1	R2	R3	R4	R5	●割合	49.3	49.3				●●●●●年度目標値	50.0	62.5	75.0	87.5	100	<p>人権</p>
	R1	R2	R3	R4	R5															
●割合	49.3	49.3																		
●●●●●年度目標値	50.0	62.5	75.0	87.5	100															
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>継続的な取組が必要な事業であるが、特に近年では性的マイノリティに係る課題認識が求められており、学校現場での深い理解ができていないか適切にフォローしていく必要がある。従来の男女の区別を明らかにした標記や区分けなど、既に時代に遅れている例が残されているのではないかと。研修会等では事例を示して、一層の啓発を進めてほしい。</p> <p>人権感覚育成プログラムは児童生徒が参加体験型の活動を通して取り組める教材である。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修が実施できなかったが、より多くの教員に本プログラムを知ってもらうために、オンデマンド教材の活用も視野に入れてほしい。人権感覚の基盤となる自己肯定感や連帯意識の育成は、幼児教育の段階から行うことが有効であり、研修の対象を幼稚園教諭や保育士に拡大することも検討の余地がある。プログラムをそのまま実施するということではなく、保育者が人権感覚を学ぶことで、人権感覚に根差した保育実践につながるのではないだろうか。</p>																			
<p>今後の取組</p>	<p>引き続き、初任者研修の人権教育の研修において性的マイノリティについての研修を行い、正しい理解を図り、研修受講者が学校現場で適切に対応できる力を育成する。</p> <p>生徒指導主任等研究協議会や、年次研修等において、生徒指導に関する内容に加え、人権教育に係る課題や取組の内容を取り入れ、教職員の対応力の向上を図る。</p> <p>幼稚園教諭を対象とした年次研修において、人権感覚育成プログラムを活用した研修を実施し、保育者の人権感覚を養い、高めていくことができるようにする。</p> <p>人権感覚育成プログラムを活用できる教員を育成することで、参加体験型の学習を推進し、人間の尊厳や多様性の尊重など、人権への配慮が具体的な態度や行動につながるようにする。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で研修を中止にしたが、令和3年度はオンライン形式で実施し、新たな人権課題となっている性的マイノリティなど、具体的事例を示して一層の啓発に努める。現在、人権感覚育成プログラムをホームページに掲載し、ダウンロードできる仕組みにしているが、より多くの教員に活用してもらうため、研修資料にホームページのリンクを貼ったQRコードを掲載することについて検討していく。</p>	<p>高指</p> <p>生指</p> <p>義指</p> <p>人権</p>																		